

松本市インターンシップ・職場体験実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、松本市（以下、「市」という。）が行うインターンシップ及び職場体験に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) インターンシップ 市における5日間の就業体験
- (2) 職場体験 市における1日間から3日間までの就業体験

（目的）

第3条 松本市インターンシップ及び職場体験（以下、「実習」という。）は、市が、学生に対して市における就業体験の機会を提供することにより、学生の就業意識の向上及び市政に対する理解の促進を目的とする。

（対象者）

第4条 実習の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学、大学院、短期大学、工業高等専門学校、高等学校（以下、「大学等」という。）に在学する学生又は生徒のうち、市長が別に定める者とする。

（受入手続等）

第5条 実習を希望する学生又は生徒は、市長に対して、別に定めるところにより申込みをしなければならない。

- 2 市長は、前項の申込みがあったときは、実習を行う学生（以下、「実習生」という。）の受入れの可否を決定し、当該申込みをした者に通知するものとする。

（実習生の身分及び報酬等）

第6条 市は、実習生に対して市の職員としての身分を付与しないものとする。

- 2 市は、実習生に対して賃金、手当、交通費その他一切の金品等を支給しない。

（服務）

第7条 実習生は、実習に専念し、法令（市の条例、規則等を含む。）を遵守するとともに、市の職員の指揮及び監督に従わなければならない。

- 2 実習生は、市の信用を傷つけ、又は市の不名誉となるような行為をしてはならない。
- 3 実習生は、実習に当たり、知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。実習期間終了後も、また同様とする。

4 実習生は、疾病その他やむを得ない理由により実習を欠席する場合は、実習開始時刻前に受入部署に連絡しなければならない。

(事故責任等)

第8条 実習生は、実習中及び実習先と自宅との往復中の本人の事故並びに実習中に他人に損害を与えた場合に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中及び自宅との往復中の本人の事故並びに実習中に他人に与えた損害については、自らの責任において対応しなければならない。

2 実習生は、前項の規定により傷害保険及び損賠賠償保険に加入したときは、その加入を証する書類の写しを実習の前までに市長に提出しなければならない。

3 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、実習生は、市に対してその損害を賠償しなければならない。

4 実習生が、第三者に与えた損害に関しては、市は一切の責任を負わない。

5 実習生が、第三者に与えた損害等により、市が第三者に対して損害賠償の責を負った場合は、実習生は自らの責任の範囲内で、当該賠償により市が被った賠償を補填しなければならない。

(実習生の提出書類)

第9条 実習生は、本要綱の規定を遵守することを誓約するため、市に対して誓約書(様式第1号)を実習の前までに提出しなければならない。

2 実習生は、市から実習の感想や提言等について求めがあったときは、市が定める様式にて、実習期間終了後に速やかに提出しなければならない。

(実習の中止又は変更)

第10条 市は、実習生が本要綱の規定に違反する行為を行ったときは、実習生の実習を中止することができる。

2 市は、台風等の天候不順や災害等の発生により実習の実施に危険が及ぶおそれがあると判断したときは、実習生の実習を中止又は変更することができる。この場合、市は実習生に速やかに通知するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年5月1日から施行する。